

佐倉市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年6月22日制定

1 目的

佐倉市は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、この方針を定める。

2 定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法に規定する用語の例による。

3 適用の範囲

この調達方針は、佐倉市のすべての組織（上下水道部を含む。）に適用するものとする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

佐倉市において調達の対象となる障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する施設等とする。

5 調達方針の担当部署

この調達方針の担当部署は、福祉部障害福祉課とする。

6 情報の提供

障害福祉課では、障害者就労施設等から買入れ可能な物品及び提供が可能な役務に関する情報の収集に努め、各所属に情報を提供するものとする。

7 物品等の調達目標

令和5年度の調達目標は、調達実績額が 2,230,000円を上回るように努めることとする。

8 調達目標及び調達実績の公表

- (1) 毎年度当初、調達目標を定めたときは、市ホームページ等の方法により、速やかに公表するものとする。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに取りまとめ、市ホームページ等の方法により、速やかに公表するものとする。